

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

協同組合松江ショッピングプラザ発行の

『アピア商品券』『アピアお買物券』について

平素は、ご利用いただき厚くお礼申し上げます。

協同組合松江ショッピングプラザ発行の『アピア商品券』『アピアお買物券（地方職員共済組合島根県支部にて販売）』につきましては、令和2年12月14日（月）をもちまして利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、『アピア商品券』『アピアお買物券』の払戻しを実施させていただきます。

未使用の『アピア商品券』『アピアお買物券』をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻し対象となる商品券について

下記掲載のとおり、『アピア商品券』『アピアお買物券』、発行者が「協同組合松江ショッピングプラザ」と記載されている額面500円の商品券・お買物券



2. ご利用終了日 令和2年12月14日（月）

3. 払戻し期間 令和2年12月15日（火）～ 令和3年3月31日（水）

※上記払戻し期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. お申し出方法及び払戻し方法

松江タウンスクエアキャスパル（松江市黒田町字下ノ原427番地）内ホックサービスカウンターに未使用の『アピア商品券』『アピアお買物券』を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

持参できない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を協同組合松江ショッピングプラザ事務局まで電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と『アピア商品券・お買物券払戻し申請書』を郵送いたします。払戻し申請書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のアピア商品券・お買物券を同封のうえ、協同組合松江ショッピングプラザ事務局宛に返信してください。
- ・返信された払戻し申請書記載内容と未使用のアピア商品券・お買物券を確認し、指定口座へアピア商品券・お買物券額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は、当組合にて負担します）。
- ・なお、郵送での申し出の場合は、払戻し期間の最終日当日（令和3年3月31日（水））消印のものまでが有効となります。
- ・明記された個人情報、本件払戻し事項以外には使用いたしません。

5. 連絡先・お問い合わせ先

協同組合 松江ショッピングプラザ事務局

〒690-0876 島根県松江市黒田町字下ノ原427番地 TEL. 0852-22-7711

※受付・照会時間は、午前10時～午後5時まで（土・日・祝日は除く）